

## 【投稿論文】

# 「文明」の時代における「信」の位相

## ——島地黙雷の宗教論を中心として——

呉 佩遥

### 1. はじめに

近代日本に定着した「宗教 religion」という言葉については、近年、主に概念史研究のアプローチを通して研究が蓄積されてきた<sup>1</sup>。その中で、明治初期における国民国家の構築と「宗教」なる問題に関し、居留民の「信教自由」の保障や教会設立の容認を含む条約改正など、「文明国」をめざした明治新政府が「宗教」をめぐる諸問題に直面したということは、先行研究で指摘される通りである<sup>2</sup>。こうした一連の動向は、近代日本における宗教概念の成立を考える上で極めて重要である。

例えば星野靖二は、「文明」と「開化」を切り分けてそれぞれの意味を考察した後、福沢諭吉(1835-1907)のような明治初期の啓蒙知識人が「宗教」を「開化」の道具として捉え、その過程で西洋から導入される近代科学的な知がキリスト教と一体となって受容されたことを指摘する。星野によれば、こうした「文明の宗教」というキリスト教理解は、単なる日本側の読み直しではなく、キリ

---

<sup>1</sup> 2000年代以降に展開された宗教概念研究として、例えば磯前順一『近代日本の宗教言説とその系譜』(岩波書店、2003年)、星野靖二『近代日本の宗教概念——宗教者の言葉と近代』(有志舎、2012年)、オリオン・クラウタウ『近代日本思想としての仏教史学』(法蔵館、2012年)などが挙げられる。また、英語圏でおこなわれた研究として、Jason A. JOSEPHSON, *The Invention of Religion in Japan* (Chicago; London: University of Chicago Press, 2012)や Trent E. Maxey, *The “Greatest Problem”: Religion and State Formation in Meiji Japan* (Cambridge, Mass.: Harvard University Asia Center, 2014)、Hans M. Krämer, *Shimaji Mokurai and the Reconception of Religion and the Secular in Modern Japan* (Honolulu: University of Hawai‘i Press, 2015)などがある。

<sup>2</sup> 前掲註(1)Maxey, *The “Greatest Problem”*参照。

スト教の弁証論として宣教師たちに積極的に提示された側面もあるという<sup>3</sup>。かかるキリスト教の語り方と対抗し、仏教側も「文明」と仏教の関連性を主張し、それに加えて仏教と国家の密接な関係を強調したことも知られている。

このように、religionの訳語がまだ「宗教」として定着していない明治初期には、「文明国」にふさわしい「宗教」とは何かをめぐって論争が巻き起こっていた。それを鑑みると、当時のキリスト教、とりわけプロテスタントの中核的な要素とされる「信仰 faith」がいかに「宗教」の枠組みで捉えられ、また、それがいかに仏教の文脈で再解釈されたかということが問題となるであろう。今日においても「宗教」という言説枠の形成の核とされる「信仰」という概念について、いみじくも星野靖二が指摘したように、それは明治初期から「belief」や「faith」と結び付けて語られていくが、世紀転換期となると「実存的な宗教論」の新たな枠組みで議論されていく。むしろ、前近代から浄土系の宗派を中心に、「信心」や「仰信」というタームは使用されていたものの、「宗教」と「信」がもつれ合う近代において、その語り方は再解釈をせまられていく。しかし、これまでの先行研究の多くは世紀転換期あたりの信仰言説に集中しており<sup>4</sup>、明治初期における「信」の変容に光を当てた研究はほとんど見られない。

本稿では「文明の時代」という枠組みを設定して明治初期における「信」の展開を検討するが、この時代区分については、「文明開化」を近代的な国民国家の形成史の視角から捉えようとした先学者によると、「文明の時代」とは慶応年間から1885年の内閣制度の創設、あるいは1889年の憲法発布までの時期を指している<sup>5</sup>。そして「文明の時代」の特徴は、欧米諸国の科学技術の導入や

<sup>3</sup> 前掲註(1)星野『近代日本の宗教概念』、とりわけ第二章「開化・宗教・キリスト教」を参照されたい。

<sup>4</sup> 例えば、星野靖二「清沢満之の「信」——同時代的視点から」(山本伸裕・碧海寿広編『清沢満之と近代日本』法蔵館、2016年)、碧海寿広『近代仏教のなかの真宗——近角常観と求道者たち』(法蔵館、2014年)、拙稿「新仏教の夜明け——境野黄洋の信仰言説と雑誌『新仏教』」(『近代仏教』27号、2020年)が挙げられる。また、星野靖二「明治中期における「仏教」と「信仰」——中西牛郎の「新仏教論」を中心に」(『宗教学論集』29号、2010年)は「信仰」の語りを明治中期まで遡り、「信仰」と仏教改良の思想との関連性について考察をおこなった。

<sup>5</sup> 林屋辰三郎『文明開化の研究』(岩波書店、1979年)および飛鳥井雅道『文明開化』(岩波書店、1985年)参照。

生活習慣の改革、思考様式の転換を含めたいわゆる西洋化の風潮であり、その過程で「宗教」という新たな概念が受容された。ハンス・マーティン・クレーマは、近代日本における「宗教」の構築に大きな役割を果たした渡欧僧の島地黙雷(1838-1911)に焦点を当て、島地が近代科学との対話で「信」を「宗教」なる領域の特徴として強調したことを指摘し、島地を19世紀のグローバル宗教史の中で位置付けた<sup>6</sup>。これを踏まえた上で本稿では、近代日本の信仰概念の展開における島地の位置付けを解明すべく、島地を中心として「信」をめぐる明治初期の議論を考察する。それに際して、「信」に関する一連の言説における「伝統」と「近代」の交錯という問題にも焦点を当てたい。

具体的には、「文明開化」がキーワードとなる明治初期の時代思潮の中で、島地がいかに「信」を自らの宗教論に取り入れ、いかにそれを政治や道徳言説との絡み合い(discursive entanglement)で展開させたかを検討し、島地の信仰論を同時代の社会的・思想的なコンテクストの中に位置付けることを試みたい。その際に、啓蒙思想の指針として知られる『明六雑誌』や、明治期から大正期にかけて活躍した在家仏教者・大内青巒(1845-1918)が創刊した『報四叢談』などの資料を取り上げる。

## 2. 島地黙雷と明治初期の政教関係をめぐる先行研究

近世から近代への過渡期に生きた島地黙雷は、日本の近代仏教史を語る上で避けられない人物である。島地の生涯、とりわけ明治初期の彼の活躍に関して、本節では先行研究における島地の位置付けを確認する<sup>7</sup>。天保9(1838)年に周防国(現・山口県)佐波郡の専照寺で生まれ、真宗本願寺派の僧侶とし

<sup>6</sup> ハンス・マーティン・クレーマ「島地黙雷」(嵩満也・吉永進一・碧海寿広編『日本仏教と西洋世界』法蔵館、2020年)、そして Hans M. Krämer, “Shin 信 as a Marker of Identity in Modern Japanese Buddhism” (*From Trustworthiness to Secular Beliefs: Changing Concepts of Xin 信 from Traditional to Modern Chinese*, ed. Christian Meyer and Philip Clart, Leiden: Brill, forthcoming)参照。

<sup>7</sup> 島地の生涯についてその詳細は、二葉憲香・福嶋寛隆編『島地黙雷全集・第五巻』(本願寺出版協会、1978年)所収「年譜」を参照されたい。

ての教育を受けた島地は、維新後の廃仏毀釈の隆盛の最中で、赤松連城(1841-1919)や大洲鉄然(1834-1902)とともに宗門の改革に着手した。明治5(1872)年、西欧諸国の教状視察のために渡欧していた間に、日本国内で起こった大教院問題を受け、同年12月に「三条教則批判建白書」を起草した。この中で島地は、維新政府から教導職に布達された「三条教則」の内容<sup>8</sup>、および大教院における神道中心的な教化の方針に反発し、「政」と「教」の分離を説いた。帰国後の島地は大教院分離運動を展開したが、この運動は最終的に仏教界全体を巻き込み、大教院の体制を崩壊に導いた。事実、1875年4月に大教院は解散となり、明治新政府の神道国教化政策もこれで挫折したとされる。

かかる島地の思想と活動については、枚挙にいとまがないほど研究がおこなわれてきた。本稿では主に戦後の研究に着目し<sup>9</sup>、それらの研究の視角と島地の位置付けを検討する。まず、従来の研究の多くは、明治初期の政教関係の形成における島地の役割に着目しており、例えば安丸良夫の研究が典型的といえる。安丸は「日本型政教分離」を提示し<sup>10</sup>、島地がリードした大教院分離運動と彼の政教分離論を取り上げ、それが明治初期の「国家神道」という体制の破綻を示すものと捉えている<sup>11</sup>。他方で、「政教分離」よりも「政教相依」を支持する立場にある仏教者として島地を捉える主張も見られる<sup>12</sup>。さらに、葦津珍彦や

---

<sup>8</sup> 「三条教則」は「敬神愛国ノ旨ヲ体スヘキ事」、「天理人道ヲ明ニスヘキ事」、「皇上ヲ奉戴シ朝旨ヲ遵守セシムヘキ事」からなっている。

<sup>9</sup> 戦前の研究で島地に焦点を当てたものについては、小川原正道『大教院の研究——明治初期宗教行政の展開と挫折』（慶應義塾大学出版会、2004年）に詳しい。

<sup>10</sup> 安丸は大教院解散後の事態について、「三条の教則の遵奉が独自の布教活動を共約する原則とされており、むしろこうした国家のイデオロギー的要請にたいして、各宗派がみずから有効性を証明してみせる自由競争が、ここから始まったのであった」と述べ、それを「日本型政教分離」と名付けている（安丸良夫『神々の明治維新——神仏分離と廃仏毀釈』岩波書店、1979年、208-209頁）。

<sup>11</sup> 同上、とりわけ第六章「大教院体制から信教の自由へ」参照。

<sup>12</sup> こうした主張については、例えば藤井健志「真俗二諦論における神道観の変化」（井上順孝・阪本是丸編『日本型政教関係の誕生』第一書房、1987年）や、近年に出版された戸浪裕之「島地黙雷の政教論——「政教相依」論の展開と「布教」」（阪本是丸編『近代の神道と社会』弘文堂、2020年）などを参照されたい。

藤原正信は、島地をいわゆる神道非宗教論を含む「国家神道」の体系を準備した僧侶と捉えて論じている<sup>13</sup>。また、戦後の近代仏教研究を代表する一人である柏原祐泉は、島地や渥美契縁(1840-1906)の神道非宗教論を分析し、それが「いわば政府の国家神道政策を先取りするものであり、非宗教を説くことにより却って神道に超宗教的な絶対性を付与し、天皇制国家確立に寄与する役割をも果たすことになった」と論じている<sup>14</sup>。

このように、明治初期の政教関係における島地の位置付けは「国家神道」の議論とも密接に関わっており、さまざまな説が展開されているが、そもそも島地自身がいかに「教」というカテゴリーを理解し、そして「宗教」の下位概念としての「仏教 Buddhism」を再構築したかについて探究する必要がある。例えば島蘭進は、宗教概念の視角から島地の政教論に焦点を当て、島地が洋行経験から得た「宗教」に関する知識を用いて「尊王の「教」、国民統合と宗教集団のあるべき関係について明確な規範」を立てたが、神道や皇道にあたる概念を見出せなかったと指摘している<sup>15</sup>。また、クレーマは島地のような真宗系の仏教者がプロテスタント的な「信仰」を「近代」の象徴として捉え、それを自らの「伝統」——宗祖たる親鸞や中興の祖と称される蓮如の教え——と結び付けたことを指摘している<sup>16</sup>。しかし、「信」をめぐる「伝統」と「近代」のもつれ合いを考える上で、プ

<sup>13</sup> 例えば葦津珍彦著・阪本是丸注『国家神道とは何だったのか』(神社新報社、1987年)、藤原正信「国家神道確立の一側面——「信教の自由保障の口達」の評価をめぐって」(二葉憲香『続国家と仏教 近世・近代編』永田文昌堂、1981年)がある。

<sup>14</sup> 柏原祐泉『真宗史仏教史の研究Ⅲ 近代篇』(平楽寺書店、2000年)、24頁。その他、神道国教化政策に対し、大教院分離運動を展開した人物として島地を取り上げる研究の中で、制度史的な考察を詳細におこなったのは前掲註(9)小川原『大教院の研究』である。

<sup>15</sup> 島蘭進「近代日本における「宗教」概念の受容」(島蘭進・鶴岡賀雄編『〈宗教〉再考』ペリかん社、2004年)、204頁。また、宗教概念の視角から島地の思想と活動を考察した研究として、前掲註(1) Krämer, *Shimaji Mokurai and the Reconception of Religion and the Secular in Modern Japan*, 村上興匡「明治期仏教にみる「宗教」概念の形成と「慣習」——島地黙雷を中心に」(島蘭・鶴岡編『〈宗教〉再考』)が挙げられる。村上は、同時代の社会的・思想的な枠組みにおいて、島地がいかに仏教の儀式や「慣習」を捉えたかを考察した。村上によると、島地にとってこれらの日常的な実践はあくまでも教の「副次的」なものであった。そして、こうした見方の背景には、「文明開化」を基準軸とした彼の宗教観があったという。

<sup>16</sup> 前掲註(6) Krämer, “Shin 信 as a Marker of Identity in Modern Japanese Buddhism”参照。

ロテスタンティズムに特徴的な「信」、すなわち内面的な信仰に親和的な島地が、いかに真宗の伝統的な枠組み、とりわけ真俗二諦論との関連の中に「信」を位置付けたのかという問題も重要であり、それについては十分に論じられていない。

本稿では、上述したクレーマの問題意識に大きな示唆を受けながらも、「はじめに」で述べた近代における信仰言説の展開を念頭に置き、島地の宗教論に見られる明治初期の「信」の位相を探りたい。具体的には、まず先行研究を踏まえながら、『明六雑誌』における「信」の語り方と、『明六雑誌』をモデルとして創刊された『報四叢談』における「信」の議論を考察し、島地がいかなる時代状況の中で「信」を強調したかを検討する。その上で、島地における「信」の語り方に着目し、とりわけそれと国民教化との関連性を解明したい。

### 3. 明治初期の啓蒙系雑誌からみた「信」の語り方

本節では、まず明治初期に流行した啓蒙思想における「信」の位置付けを検討すべく、「文明開化」を理想に掲げ、近代的な知識を学んだ啓蒙知識人を中心として創刊された『明六雑誌』の議論を取り上げる。そして『明六雑誌』で主張される「啓蒙」を強く意識した仏教系雑誌たる『報四叢談』では、「信」がいかに語られたか、またそれは『明六雑誌』の議論といかなる関わりを有するかを考察する。

『明六雑誌』では、「宗教」の問題がしばしば「文明」との関連性で議論されていた。その中で、とりわけ西周(1829-1897)が著した「教門論<sup>17</sup>」では、「信」の問題が考察の対象となっている。例えば「教門論」における「政治」と「教門」について、西周は次のように述べている。

日クソレ政治ノ権ハ教門ノ道ト素ヨリ其本ヲ同ウセス。故ニ人民政府ノ法度ニ従フハ即チ其方ニ生ルルノ日ニ始マリ、其方ニ死スルノ日ニ終ル。其心ノ存スル所ノ如何ヲ問ハスシテ、其法度ニ服スル如何ヲ問フノミ……若夫教

---

<sup>17</sup> 西周の「教門論」は『明六雑誌』の4号から8号までに連載されている。

門ノ道ノ如キハ正サニ之ト相反ス。其関スル所現在ノ世ニ限ラス、顧ミテ過去ニ至リ望テ未来ニ及フ。其法度ニ服スルノ如何ヲ論セス、其心裏ニ存スルノ如何ヲ問フノミ。其主トスル所帰依スル所ノ人ヲ聚メ、心裏ノ善悪可否ヲ問ヒ、善ニ服シ悪ヲ改メシメ、以テ死後ノ苦楽ヲ判ス。亦何ソ現世ニ在テ政令法律ノ外ニ出ルコトヲ得ムヤ。故ニ政治ノ教門トハ全然其本ヲ別ニスル者ナリ。亦何ソ相干渉シテ教門ノ為ニシテ政治其害ヲ受クルコトアラムヤ<sup>18</sup>

すなわち西によれば、「政治」の権力は「人民」が「法度」に沿って行動するように規定するものであり、それに対して「教門」は「死後ノ苦楽」を以て「心裏ノ善悪」を説くものである。そのため、こうした西の議論は「政治」が「教門」のことに干渉すべきではないという、いわゆる「政教分離」の主張と理解される<sup>19</sup>。

さらに、かかる「政治」と「教門」の区別を踏まえながら、西は「信」と「知」の問題を取り上げている。西によれば、「教門ハ信ニ因テ立ツ者ナリ信ハ知ノ及ハサル所ニ根サス者」であるため<sup>20</sup>、「故ニ信ニ本末ナシ正変ナシ唯其真トスル所ヲ信スルノミ」という<sup>21</sup>。このように西は、「信」と「知」が異なる領域に属し、知識の進歩により信仰の内実も変わっていくが、「信」そのものには「本末」も「正変」もないと論じている。大久保健晴が指摘したように、このように「経験論的」な「知」のあり方を提唱した西は、「信」の側から「知」の領域に侵食する従来の国学や神道体系の学問観を批判し、「知」と「信」の二元論に基づきながら、新たな「信」の次元を切り開こうとしたのである<sup>22</sup>。また、学術の進歩にともない宗教も進化

<sup>18</sup> 西周「教門論一」(『明六雑誌』4号、1874年5月)、7丁表。

<sup>19</sup> 西の立場を「政教分離」論者と捉えるものとして、例えば菅原光「宗教の再構成——西周における啓蒙の戦略」(『日本思想史学』35号、2003年)や大久保健晴「明治初期知識人における宗教論の諸相——西周と中村敬宇を中心に」(『政治思想研究』4号、2004年)が挙げられる。

<sup>20</sup> 前掲註(18)西「教門論一」、6丁表。

<sup>21</sup> 同上、6丁裏-7丁表。

<sup>22</sup> 前掲註(19)大久保「明治初期知識人における宗教論の諸相」、65頁。大久保によると、西の「教門論」におけるこうした「信」と「知」の捉え方の背景には、西のオランダ留学の経験があり、西は洋行から得た成果を踏まえて「経験主義的な実証主義の確立」を試みたのである(大久保「明治初期知識人における宗教論の諸相」、77頁)。

していくという主張が、西のみならず彼と同じくオランダに留学した津田真道(1829-1903)にもみられ、「宗教」と「開化」が調和する時点の存在」を認めるものであるということは、星野靖二が指摘したとおりである<sup>23</sup>。一方で西は、「文明開化」の立場から「信」と「知」の関連性を論じつつも、「信」が「知」の及ばないところにあるとすることにより、「信」の領域の独自性を認め、それによって両者の二項対立を乗り越えようとしたと見ることもできよう。

さて、明治初期に啓蒙思想が盛んとなった背景には、「文明開化」をスローガンに掲げ、西洋の科学や哲学を積極的に吸収しようとする時代の流れがあった。しかし、従来の研究では、この過程において特定の宗教的なバックグラウンドを持たない「世俗的な知識人」(例えば明六社の人々)の役割は注目されてきたが、同じく「文明」や「開化」といった言葉を用いて近代社会にふさわしい「宗教」のあり方を模索した宗教者の存在はしばしば見過ごされてきた<sup>24</sup>。そこで本稿では、「仏教啓蒙誌の嚆矢」<sup>25</sup>とされる『報四叢談』の議論に光を当て、その間隙を埋めたい。

『報四叢談』は、1874年8月下旬に創刊され、現在確認できる限りでは、1号から21号まで出版されていた。「報四」は国君、四海の兄弟、聖賢、父母の四つの恩に報ずること、すなわち「四恩報酬」を意味している。大内青巒によると、同

---

<sup>23</sup> 星野靖二「『宗教』の位置付けをめぐる——明治前期におけるキリスト教徒達に見る」(島園・鶴岡編『宗教再考』)参照。

<sup>24</sup> Mick Deneckere は、「世俗的な知識人」(secular thinkers)と「仏教系啓蒙知識人」(Buddhist Enlightenment thinkers)という分析用語を用いて、前者の啓蒙言説と活動よりも、後者による「啓蒙」の内実を検討する必要があると主張している。具体的にDeneckereは、「このように、宗教的な背景を持つこれらの人物たちが、従来狭く考えられてきた啓蒙思想家のサークルへ参加したことは、近代日本における宗教変容の問題を乗り越え、宗教が近代にもたらしたものは何かという問題を私たちに提起している」と指摘している(Mick Deneckere, “Shin Buddhist Contributions to the Japanese Enlightenment Movement of the Early 1870s” (*Modern Buddhism in Japan*, ed. Hayashi Makoto, Ôtani Eiichi, Paul L. Swanson, Nagoya: Nanzan Institute for Religion and Culture, 2014, p.48)。

<sup>25</sup> 福嶋寛隆「解題」(明治仏教思想資料集成編集委員会編『明治仏教思想資料集成 別巻2 報四叢談』同朋舎、1983年)、223頁。以下において、『明治仏教思想史料集成』と示す。



誌の創刊は慶應義塾の『民間雑誌』や明六社の『明六雑誌』を意識したものであるという<sup>26</sup>。メンバーとしては、当初から創刊に関わった島地や大内のほかに、本願寺派の僧侶・大洲鉄然や曹洞宗の学僧・原坦山(1819-1892)などが数多く寄稿している。その序言において『報四叢談』は、「必ズシモ社員ヲ定メス……汎ク大方君子ノ正論確説ヲ請求」と記されているが<sup>27</sup>、実際のところ島地や大内と親密な関係にある仏教徒が中心であった。

このように明治初期の仏教系雑誌として成立した『報四叢談』では、『明六雑誌』と同じく「政」と「教」、そして「教」と「信」の問題が議論された。例えば、真宗大谷派の僧侶であり、明治5(1872)年に法主である大谷光瑩(1889-1908)とともにヨーロッパの教状視察に赴いた石川舜台(1842-1931)は、上述した西周の「教門論」に対して「西子教門論評説」(1875年)をを発表し、「政」と「教」の分離という西の主張に賛意を示しつつも、「狐狸」と「如来」や「天人」を同等に扱うその宗教観を批判している<sup>28</sup>。また、石川は「国教論」(1874-75年)を発表し<sup>29</sup>、「近時新出書中我神道ヲ称シテ国教ノ文字ヲ用ユル太タ多シ」という状況に対し、神道を「国教」とする意見を激しく批判している。石川は、西や島地と同様の問題意識に基づき、「教法」とは「神事」であり、「人事」と混淆することができないと説いているが<sup>30</sup>、「信」の対象は自らが「真」とするものであるため、国家による「教」を選別し「真ナル者」を見出す行為そのものが逆に「不信」を生むと論じている<sup>31</sup>。

また、同誌では欧米諸国の宗教状況に言及しつつ日本の宗教問題を扱う議論が多く見られた。例えば、原坦山は「教原」(1874年)で、「欧米ノ教」と「東洲

<sup>26</sup> 大内青巒「本編序言」(『明治仏教思想史料集成』)、12頁。初出は『報四叢談』1号、1874年8月。

<sup>27</sup> 同上、12頁。

<sup>28</sup> 石川舜台「西子教門論評説」(『明治仏教思想史料集成』)、169頁。初出は『報四叢談』14号、1875年5月。

<sup>29</sup> 石川舜台の「国教論」は『報四叢談』の6号(1874年12月)、9号(1875年2月)に分けて掲載されている。

<sup>30</sup> 石川「国教論一」(『明治仏教思想史料集成』)、87-88頁。

<sup>31</sup> 「然則政府自ラ一教ヲ選取シ、是諸教中ノ真ナル者也トスルハ、是人ヲシテ教ノ輕重取捨スヘキニ足ルヲ知ラシメ、自ラ不信ノ根芽ヲ生セシムルモノナリ」(同上、88頁)。

ノ教」を比較し、前者は時勢の変化に従ってその教義と実践を改良してきたのに対し、後者は「上古ヲ推尊シテ変通ナシ故ニ偏見陋習ヲ脱スル能ハス、甚キハ治化ヲ妨ケ人智ヲ晦塞スルニ至ル」と述べる。そして、こうした「東洲ノ教」の現状は「其徒ノ罪ニシテ其法ノ過ニ非ス」と説き、「東洲ノ教」の一つである仏教が「治化」と「人智」の進歩を妨げるものとなってしまった理由を僧侶の「偏見陋習」に求め、批判を加えている<sup>32</sup>。また、実際に洋行経験を持つ石川は「観教時様」(1875年)を発表し、欧米諸国と日本における文明の発達の違いを以て直接にキリスト教と仏教の「教法」の優劣を判断し、キリスト教への入信を説いた「学士」を非難し、両教の「ドグマ」すなわち「教旨」から見れば仏教のほうが優越性を有すると論じている。石川は「時様思想ノ謬誤」として、「欧風米熱」のためにキリスト教に入信した人々を次のように批判している。

我が邦無信慣習ノ士太夫ニシテ、欧風米熱ノ為ニ感傷セラル。蓋シ其見聞スル所、平生意想ノ外ニ出ツ、豈ニ感ゼザルヲ得ンヤ。然レドモ元來無信慣習ノ地ニ生育養成セラルルノ人ナレバ、タマタマ風熱ノ感ズル所トナルモ十ニシテ八九ハ捕風捉影ノ信ニシテ……畢竟風熱感冒ヨリ生ズル見ナレバ、信モ真信ニ非ズ、見モ定見ニ非ズ、要スルニ胡言浪道ノミ<sup>33</sup>

ここでは、石川は当時の日本を「無信慣習ノ地」と捉えた上で、すでに「本邦ノ教法」に「信」を有さない人がキリスト教に入ることは「欧風米熱」のためであり、その「信」も「真信」とは言えないとしている。石川によると、「篤信慣習ノ地」である欧米社会とは異なり、日本では仏教の僧侶たちが「幾許ノ威権ヲ保有」しているが、「其宗教ハ人民ノ形従陽奉ニ止ツテ、内心一物ナシ」と、むしろ「無信」の状態が典型的であるという。そしてそれは、「宗教ノ優劣」より「僧侶ノ優劣」に起因するものであると論じている<sup>34</sup>。

<sup>32</sup> 原坦山「教原」(『明治仏教思想史料集成』)、75頁。初出は『報四叢談』4号、1874年9月。

<sup>33</sup> 石川「観教時様」(『明治仏教思想史料集成』)、103-104頁。初出は『報四叢談』8号、1875年2月。

<sup>34</sup> 同上、103頁。

「教旨」の優劣について石川は、「神」の「奇異不思議ノ「ピサンス」」(筆者注——フランス語のpuissanceの訳語か)を感じ、そして「自己ハ此威力ニハ決シテ及バザル」のを意識することに、「信仰」と「恐怖」という感情が生じてくるとし、それを「宗教」の起源とする<sup>35</sup>。しかし、この「威力」の「善悪」をめぐって、仏教ではそれが「神ノ外ヨリ加ルニ非スシテ、自ラ招クニ在リ」と説かれるが、キリスト教ではそれが「全ク神ノ擅裁」と見なされている。こうした両教「教旨」の理解に基づき、石川はさらに一步を進め、「仏教ハ立憲ノ国ニシテ、自主自由ノ民ノ如ク、耶蘇教ハ擅制ノ政ニシテ羈絆ニ控御セラルル民ノ如シ」と述べている<sup>36</sup>。かくして石川は、キリスト教が専制的・独裁的であるのに対し、仏教では自主性が保たれると論じ、後者を称揚している。そして、両教から同じく「信仰」の感情が生じるが、仏教のほうが「高尚ナル見識アル者」の「信」であり、キリスト教が「愚人」の「信」であると説いている<sup>37</sup>。それに加え、石川は「宗教学」の枠組みでキリスト教を批判し、仏教の優越性を説く必要があると提示したが<sup>38</sup>、その後、彼は自身の述べる「宗教学」における弁証を展開することはなかったと見える。

いずれにしても、上述したように、石川はいわゆる「信教の自由」を認めつつも、西のような啓蒙思想家の功利的な宗教理解に異議を唱え、「宗教」の優劣、とりわけキリスト教と仏教の優劣を論じることに重きを置いているということが注目に値する。それはまた、「信」の優劣の主張とも結び付いていくことになったのである。

本節で確認したように、島地が創刊から関わっていた仏教系の啓蒙雑誌『報四叢談』では、『明六雑誌』に見られるような「文明開化」とそれにとまなう「政教

<sup>35</sup> 同上、105頁。

<sup>36</sup> 同上、105頁。

<sup>37</sup> 同上、105頁。

<sup>38</sup> 石川は「観教時様」の最後に、「而其耶蘇教ノ本邦ノ教法ニ如何ガ優劣スルト云コトハ、宗教学ノ論説ノ境界ニシテハ、之ヲ論スベキ器械ヲ有セス。故ニ本編ニ於テハ宗教ノ面目ヲ挙ゲテ世人思想ノ謬誤セル徴証ヲ説明スマデニテ已ムノミ」と述べていた(同上、108頁)。また、このようにして構想された明治初期の「宗教学 religious studies」という枠組みとその歴史的な意義について、前掲註(24)Deneckere, “Shin Buddhist Contributions to the Japanese Enlightenment Movement of the Early 1870s”の40-43頁を参照されたい。

分離」の主張が見られる。そして『報四叢談』で発表された宗教論は、「信教の自由」を認めつつも、キリスト教に対抗する意識が窺われる。しかし、ここで注目すべきは、石川の議論から窺えるように、キリスト教を批判しつつも、新たに成立しつつある「宗教学」の枠組みによりキリスト教の「信」と仏教の「信」を論じる必要があるという認識であろう。次節以降では、同様に『報四叢談』を舞台として活躍し、「文明の時代」における仏教の役割を強調した島地の信仰論を分析し、その位置付けを試みる。

#### 4. 島地黙雷における護法論の展開——文明・道徳・国民教化

本節では、上述した同時代の社会的・思想的なコンテクストを踏まえた上で島地の信仰論を考察すべく、まず彼の護法的な立場と、そうした立場におけるキリスト教理解を確認したい。近世から近代への護法論の展開を検討した森和也は、江戸時代の護法論において排仏論、とりわけ仏教の出世間主義批判への応答として「真俗二諦」が強調されたことを踏まえ、近代的な護法論の特徴を次のようにまとめた。すなわち、仏教と天皇、国家の関係が江戸時代の公的なものから、神仏分離に関する一連の政策を経て私的なものとなることを余儀なくされ、そのため「天皇に対する片務的な「皇運の扶翼」を担わされる地位に回収され」たという<sup>39</sup>。そして、森は「護法論とは、仏教とはいかなるものであると、仏教者が認識していたかということを知ることでできる資料」と述べ、異なる内実を持つ護法論を仏教者の自己認識として分析することの必要性を説いている<sup>40</sup>。後述するように、島地の「信」をめぐる一連の議論の背景には、「政教分離」の原則と護法的な立場が結び付いて存在しているため、彼の信仰論を検討する前に、彼の立ち位置を明らかにすることが必要である。

明治新政府が神祇官復興、神仏分離に象徴される一連の神道国教化政策を打ち出し、明治2(1869)年に「宣教使」を設置して大教宣布運動を展開したが、

---

<sup>39</sup> 森和也「近代仏教の自画像としての護法論」(『宗教研究』81巻2輯、2007年)、218頁。

<sup>40</sup> 同上、204頁。

官員の少なさや教義の未確立などによって挫折し、方針の転換を余儀なくされた。明治5(1872)年、宣教使の代わりに教部省が設けられ、神官のみならず僧侶を含めた「教導職」が設置された。その際、こうした国民教化の基本的な理念として「三条教則」が示された。また、このように国民教化の任にあたる教導職の説教内容の講究と任用試験のために、「十一兼題」と「十七兼題」が定められた<sup>41</sup>。こうした時代状況の中に身を置いた島地は、「十七兼題」をいかに仏教とりわけ真宗の立場から説くべきかについて講義をおこない、その筆録である「十七論題修齊通書」(1874年)と「三条弁疑・十七論題真俗鉤鎖」(1875年)が『報四叢談』に掲載された。島地によれば、「文明開化」のスローガンを掲げている以上、物質的な側面のみならず、道徳的な「教化」も重要であるという<sup>42</sup>。彼は当時のいわゆる西洋化の潮流を批判し、「物ノ開化ハ学問ニ依テ知識ヲ磨クニ根ス、心ノ開化ハ教化ニ依テ其ノ心ヲ忠実ニスルニ根ス、教学ノニツ並進テ初テ真ノ文明開化トナル」と述べ<sup>43</sup>、「心ノ開化」という側面における「教化」を強調し、「学」と「教」の並行によらなければ「真ノ文明開化」に到達できないとする。

また、島地は「三条弁疑・十七論題真俗鉤鎖」において、「文明」というレトリックを用いて仏教とキリスト教の優劣を論じている。島地は、「今日造物者ヲ立ル者ハ今日ノ教家ノ私創ニ非ズ、昔時伝来ノ説ヲ遵守スルノミ」と述べた上で、「造物者」である上帝の説を持つキリスト教は「文明ノ今日」にふさわしい教えを提示することができないと、その「荒唐渺茫」を批判している<sup>44</sup>。そして釈迦の

<sup>41</sup> 前掲註(9)小川原『大教院の研究』、とりわけ第二章「大教院の活動と実態」参照。また、「十一兼題」は、神徳皇恩、人魂不死、天神造化、題幽分界、愛国、神祭、鎮魂、君臣、父子、夫婦、大祓という11の項目からなっており、「十七兼題」は、皇国国体、皇政一新、道不可変、制可隨時、人異禽獸、不可不敬、不可不学、外国交際、権利義務、役心役形、政体各種、文明開化、律法沿革、国法民法、富国強兵、租税賦役、産物制物の17の項目からなっている。

<sup>42</sup> 「教化」には「教導化益」、すなわち徳を以て人々を正しい方向に教え導くという仏教に由来する意味があるが、ここで島地は大教院体制と教導職を念頭に置きつつ「教化」という言葉を用いたため、「三条教則」に代表される特定の知識や道徳を国民に内面化させる「国民教化」を指しているといえる。

<sup>43</sup> 島地黙雷「十七論題修齊通書」(『明治仏教思想資料集成』)、35頁、初出は『報四叢談』2号附録、1874年9月。

<sup>44</sup> 島地「三条弁疑・十七論題真俗鉤鎖」(『明治仏教思想資料集成』)、113頁。初出は『報四叢談』8号附録、1875年2月。

説いた仏教のみが「実理ノ究極ヲ開顕」する教えであると、その優越性を説いている。

ここで留意したいのは、島地がこの論説の目的について、「教院十七題ヲ以テ教職検査ノ問題トス」と述べ<sup>45</sup>、「十七論題」を「俗諦門」に属するものであると捉えているということである<sup>46</sup>。島地は「真諦ハ本仏撰化ノ本意ナレバ、所謂道変スヘカラストーニシテ、一立古今然不動ノ者ナリ。俗諦ハ通義ニ從テ立ツカ故ニ、所謂制時ニ從フヘシト同ク文運愈々進メバ講究愈々精ク、先キニ是トスル所ノ通或ハ翻テ非トスルニ至ルアリ」と、「文運」すなわち文明が進歩する動きにともない、「俗諦」の内実も変化していくことを述べている。このように、島地が「真諦」と「俗諦」により国民教化における仏教の果たすべき役割を主張していることから窺えるように、大教院体制のもとで仏教が世俗的な知識や道徳を説く教義的な根拠は、幕末維新时期から近代にかけて新たに展開した真俗二諦論に遡ることができる。真宗史の研究を精力的におこなった福間光超や柏原祐泉が指摘したように、近代真宗教学における真俗二諦の理念と直結するかたちで「真俗二諦」という言葉が初めて用いられたのは、西本願寺派勧学万福寺性海(1765-1838)の『真俗二諦十五門』においてであった。しかし、性海は「王法為本という「掟」を強調するにとどまっていたのに対し、幕末期となると真俗二諦は政教関係における真宗の基本的な枠組みとなっていく<sup>47</sup>。こうした幕末維新时期における真俗二諦の再解釈に着目した岩田真美は、本山家臣の松井中務(1809-1863)や超然(1792-1868)、月性(1817-1858)などの活動によって「俗諦」の内容が「勤王」の思想と結び付いて語られるようになって

<sup>45</sup> 同上、131頁。

<sup>46</sup> 同上、132頁。また、同論説において島地は、インドや日本など「未開ノ諸国」で想像された「神」を「衆神」、キリスト教のような宗教の「神」を「単神家」と呼ぶ。そして、神道の「神」はキリスト教の「神」とは異なり「祖先」にあたるため、神道を「宗教」というカテゴリーから排除したのである。こうした島地の神道認識の背景には、真宗的な神祇観の影響があるということは、すでに指摘されたとおりである(福島寛隆「島地黙雷に於ける伝統の継承」、『龍谷史談』53号、1964年)。

<sup>47</sup> 福間光超「真宗における「真俗二諦」の形成」(二葉憲香博士古稀記念論集刊行会編『日本仏教史論叢』永田文昌堂、1986年)や柏原祐泉『真宗史仏教史の研究Ⅲ 近代篇』(平楽寺書店、2000年)の第一篇「近代真宗の進展」参照。

たと述べている<sup>48</sup>。例えば月性は、キリスト教が西洋諸国の植民地支配の先兵となることを恐れて著した『仏法護国論』(文政3[1856]年)において、「ソレ仏法無上トイヘトモ、独立スルコトアタハス。国存スルニ因テ、法モ亦建立スルナリ」と述べていることが知られる<sup>49</sup>。そして明治初期には、明治新政府の宗教政策のもとで新たな政教関係のあり方を探ろうとした真宗教団は、真俗二諦をその基本方針として再解釈を続けていく。

島地がいかに真俗二諦を理解したかについては、例えば彼が明治2(1869)年に著した「真宗教導大意」から看取することができる<sup>50</sup>。

夫レ阿弥陀仏願ノ威力ニ憑テ、能ク信心ノ正因ヲ発シ、此際一毫の疑念ヲ容レズ、内心ニ深く包蔵スル者ハ、其智愚利鈍ヲ問ハズ、皆当生ヲ報土ニ得テ、必ズ悲智円満ノ仏悟ニ証契シ、其現世ニアルモ、亦一心堅固猶若金剛、誰カクコレヲ惑スルモノアラシ。是則真諦ノ帰処ニシテ、所謂転迷開悟ノ出世間法ナル者ナリ。能倫常ノ道ヲ守リ、謹テ国家ノ法ヲ奉ジ、入テハ孝悌ノ行アリ、出テハ忠信ノ心アリ、世ニ処シ生ヲ遂ゲ、此際一毫ノ迷疑ナク、以テ死ニ至リテ憾ナキコトヲ得ルモノ、之ヲ名ケテ俗諦トイフ。所謂勧善懲悪ノ世間法コレナリ<sup>51</sup>。

このように、島地は真俗二諦論に基づき「文明開化」の時代状況における「真諦」と「俗諦」との関連性を強調している。それは、真宗僧侶である彼の立場からすれば当然のことであるということもできるが、ここでとりわけ重視したいのは、真俗二諦が強調された背景である。具体的には、島地にとって真俗二諦の

<sup>48</sup> 岩田真美「幕末維新期の西本願寺門主消息にみる真俗二諦の形成過程」(『龍谷大学大学院文学研究科紀要』32号、2010年)、7-10頁参照。

<sup>49</sup> 『日本近代思想大系・5巻 宗教と国家』(岩波書店、1988年)、215頁。

<sup>50</sup> 「真宗教導大意」は、明治2(1869年)9月、朝廷の「宗意御下問」に答えたものである。本願寺がそれを公式的な路線として各門末寺院に配ったという(二葉憲香・福嶋寛隆編『島地黙雷全集・別冊』本願寺出版協会、1978年、17頁)。

<sup>51</sup> 島地「真宗教導大意」(二葉憲香・福嶋寛隆編『島地黙雷全集・第一巻』本願寺出版協会、1973年)、184頁。

「俗諦」は、「国家ノ法ヲ奉ジ」という表現から窺われるように、すでに「文明開化」を掲げ、近代的な国民国家の確立を目的として様々な施策を講じた明治新政府という世俗権力となったのである。したがって、「俗諦」の内実は、世俗的な知識や道徳、そして国民教化における仏教の役割を説くことであった。これは、島地が「王法ヲ本トシ以テ世俗ニ従フ、是中興主ノ最モ勸勉告諭スル所ニシテ、コレヲ今日ニ施ストキハ、所謂世俗トハ文明日新、人々知識ヲ拡充シ利用ヲ講修スルヲ云フナリ」と述べていることから窺われよう<sup>52</sup>。また、「真俗二諦」の「真諦」については、島地は真宗的な教えに基づきながら、「教」における「信」の重要性を強調し、「夫教ハ悟ヲ以テ宗トシ、悟ハ信ヲ以テ門ト為ス。信アレバ則チ疑念ナク、疑念ナケレバ以テ悟ニ入ルベシ」と述べ<sup>53</sup>、「信」の欠如を「教」の危機として捉えているのである<sup>54</sup>。

本節で確認したように、近世から近代へと生きた島地は、真俗二諦論の再解釈によって仏教の国民教化への参入を図った。そしてその過程で島地は、「信」を中心とする「教」を「真諦」とし、それが内面的な次元から「俗諦」の実践を支えていると説き、両者の相依相資の関係を強調している。このように、明治初期の島地においては「信」の必要性が新たな国民教化の枠組みで強調されたのである。また、こうした島地の試みは、日本が近代国民国家として成立していく中で、仏教と国家を結び付ける護法論の変容を反映しているといえよう。

## 5. 国民教化における「信」の位相

本節ではまず、島地が1875年に発表した「教の心得」を検討し<sup>55</sup>、彼がいか

<sup>52</sup> 島地「開導利用説」(『島地黙雷全集・第二巻』、1973年)、186頁。初出は明治5(1872)年1月。

<sup>53</sup> 前掲註(51)島地「真宗教導大意」、184頁。

<sup>54</sup> 島地は1873年に、「大州・石秋・長谷川宛書簡」(1873年2月23日付)で「今日教ノ衰ルハ他ノ誹斥ヨリスルニ非ズ、即自ラ信ヲ失フニ依レリ」と、ほぼ同じ主旨のことを述べている(前掲註7『島地黙雷全集・第五巻』、1978年、193頁)。

<sup>55</sup> 島地「教の心得」(二葉憲香・福嶋寛隆編『島地黙雷全集・第四巻』本願寺出版協会、1976年)。「島地黙雷全集・第五巻」の「解題」によると、願教院文書ではこの論説の初出は1875年8月であるが、掲載誌は不明である。また同論説は、1884年6月に『教学論集』(6編)に再録されたと推測される。



に「教化」と「信」の問題を捉えたかについて考察する。そして1880年代における島地の信仰論を取り上げ、明治初期から中期にかけての「信」の展開を見ていきたい。

島地が大教院の解散と同じ年に著した「教の心得」は、国民教化の役割を担う真宗僧侶に向けて書かれたもののように考えられ、具体的には「教師」が何を、いかに教えるべきかを説明するものであり、その中で「教化」と「信」の関連性に重きが置かれている。島地はまず、「教」は「心を感じ動せしむる」ものであるとし、それが「形」に現れるものを対象とする「政事」とは異なっているという「教」と「政事」の二元論を以て、「心」に訴えるという教化のあり方を説く<sup>56</sup>。そして「職を以て教ふる」、「言をもつて教ふる」、「身を以ておしふる」と「心を以ておしふる」という四種の教化方法の中で、「真心」を以て「信仰」を育てる「教化」が最も重要であり、それによって教えられる側の「信教念道の感動心」と「死して変ぜざるの金剛信」を育てるべきであると主張する<sup>57</sup>。島地がいかに「宗教」の立場からの「教化」を「信」と結び付けて強調しているかについては、次のような記述がある。

況んや真心よりいかにもしてこの尊き理を聞得させん、靈魂の永き苦みを救はんものをと、大慈大悲の心を以て教へさとしなば、いかなる邪見放逸の者にててもこの真心には感ぜざる理なきものなるに、斯く真心を以て教をなす人は今日の有様にては更に見も聞もせざる迄に至りぬれば、人の信仰の真心より感じ来らざるも理なり。されば、今の世の教をなす人は大むね教職といふ役人の心にて、自ら信ずる信ぜぬに関係なく教を役目とする分のみなれば、聞く人もまた自ら役目に聞くの思ひありて、いかで真の教を奉ずるの信心を起さんや<sup>58</sup>

<sup>56</sup> 同上、4頁。

<sup>57</sup> 同上、5頁。

<sup>58</sup> 同上、4-5頁。

このように、島地は「教法」と「政事」を明確に区別せずに、ただ権威を以て説教をおこなうという、「信仰」を持たない当時の教導職の教え方を批判している<sup>59</sup>。またそれは「他国の入」から「無教の国」と批判される理由ともなりうるとも述べている<sup>60</sup>。それに対して「真心」の「教」、すなわち教化される側を内面的な「信仰」の確立に導くことの重要性を説いている。加えて、彼は「真心」を「信仰」と結び付け、「その真心にておしふるとは何なるところをいふぞといふに、偽りなき心が即ち誠なれば、我が信じて疑はざるところを示すの外なし」と述べ<sup>61</sup>、「信じる」ことを教化の中心的な要素としている<sup>62</sup>。このように、島地が「信仰」を「心」の問題として規定しつつ、説教などを通して「信仰」を育てることに力点を置き、国民教化の枠組みで「信」を位置付けていることは注目に値する。

ところで、1880年代となると、島地は「信教の自由」を念頭に置きつつも、「信」の内面性を以てキリスト教を批判し、仏教の弁証をおこなっていく。例えば、維新政府が条約改正を進めている最中であって、日本が「文明国」として欧米諸国に認められるためには、日本国内の宗教もまた「西洋風」、すなわちキリスト教に改めるべきであるということが主張されていた。こうした動向を受けた島地は、『時事新報』678号から679号にかけて掲載されている「宗教モ亦西洋風ニ従ハザルヲ得ズ」(1884年6月6-7日)を取り上げ、「信仰」の「自由」という観点から激しく反駁した。島地によれば、「信ハ内心ニ蓄フヘキ者トシ、人ニ交リ世ニ接スルトキハ、自宗他宗ノ簡ヒナク、人間普通ノ道義ニ従ヒ、敢テ愛憎ヲ其間ニ挟サマス其交リヲニニセサルヲ以教ノ最モ要領トスル者ナリ」と、「信」を「内心」の領域に限定する<sup>63</sup>。ここから窺えるように、島地は明治初期から中

<sup>59</sup> 「殊に教法と政事との分ちさへしらずして、上の御趣意なるぞ、聞かねば済まぬぞよと、権威を以て申し付る風情」(同上、5頁)。

<sup>60</sup> 同上、5頁。

<sup>61</sup> 同上、6頁。

<sup>62</sup> 島地にとって「信仰」は国民教化のために必要であるが、「愚かなるもの」と「賢き人」の「信仰」は異なっている。その中で、とりわけ「文明」の時代風潮に反する「信仰」——例えば「神仏信仰」のような「夢想靈験」や「加持御祓」を中心とするもの——は「身にも心にも益するところなき」ものであり、そのため教化によって排除すべきであるとされている(同上、8頁)。

<sup>63</sup> 島地「時事新報ノ宗教論ヲ駁ス」(『令知会雑誌』4号、1884年7月)、6頁。

期にかけて、「信仰の自由」という観点を積極的に提示し続け、その立場を一貫させている。それに加え、明治初期では日本国内における政教関係や、神道と仏教の関係を論じるに際して主張されていたものが、1880年代においては日本と西洋諸国の外交関係やキリスト教と仏教の関係の議論において主張されるようになったことがわかる。また、ここでも島地は、内面的かつ自律的な「信」を確保すると同時に、その実践的な現れについては「人間普通ノ道義」に帰結させており、こうした「信」と国民道徳的なものとの結び付きという構造から外れる事態を想定していないように窺われる。このように、明治初中期における「信」の「自由」という語りの文脈は異なりつつも、「信」とその実践としての道徳との結び付きが島地の信仰論を貫通しているといえよう。

1880年代の島地は、『令知会雑誌』を主な舞台として執筆活動を続けていた。この時期の島地は「護法布教何レカ今日ニ切実ナル」(1884年)を発表し、「護法」が「布教」によってはじめて実現されると述べる<sup>64</sup>。そして「護法」と「布教」の目的は、仏教の真理を以てキリスト教に対抗し、人民に「確乎不拔ノ深信ヲ生セシメ以テ新ニ仏祖ノ徳光ヲ煌耀」させ、「新ニ法王治下ノ臣民ヲ造出」することにあるという<sup>65</sup>。また、彼は1888年に『令知会雑誌』で「空論を去て実用に就けよ」を発表し、布教と仏教に基づく道徳実践の重要性を説いている。島地によれば、「実行」には「法ヲ宣説」することと「徳ヲ実行」することという二つの側面があり<sup>66</sup>、とりわけ後者に関しては、僧侶が「来世」のことよりも、「至徳具足、転悪成善、知恩報徳、常行大悲ノ如キ、現世ニ得ヘキ徳益」を説くべきであると主張する<sup>67</sup>。こうした記述から、真俗二諦論から出発した島地の国民教化の構想が窺われ、その点では上述した明治初期の議論の枠組みを引き受けている。他

<sup>64</sup> 「護持ノ文字ハ固有ノ物体ヲ失墜セス之テ永遠ニ保持スル意味ニ属シ、宣布ノ文字ハ未タ有ラサル所ニ新ニ弘布スル意味ニ從ヒ其主義ノアル所自ラ進退ノ勢ヲ殊ニシ、延テ自利ト利他トノ別ヲ生シ、從テ死守活用ノ隔リヲ起シ終ニ利害得失天淵ノ差ヲナスニ至ル」(島地「護法布教何レカ今日ニ切実ナル」、『令知会雑誌』5号、1884年8月、1-2頁)。

<sup>65</sup> 同上、13頁。

<sup>66</sup> 島地「空論を去て実用に就けよ」(『令知会雑誌』50号、1888年5月)、257頁。

<sup>67</sup> 同上、263-268頁参照。句読点は筆者によるものである。

方で、ここでは仏教の「信」が個人の実存的な経験と結び付く契機はまだ見られず、あくまでも道德の「実行」の宗教的な裏付けとなるものとして語られているといえる。

本節で確認したように、島地にとって、宗教において「信」は重要な位置を占めている。彼は真宗の文脈における「信心」の意義を真俗二諦論の枠組みで積極的に説くことを通して、真俗二諦の再解釈を試みていた。また、島地は、内面的な「信」の自律性を一貫して主張していたが、その実践については主に道德の遂行と結び付けられているということにも目を向ける必要があるであろう。

## 6. おわりに

本稿では、「文明」をキーワードとする時代思潮の中で、島地など明治初期の仏教者がいかなる信仰論を展開したかを解明すべく、島地における「信」の語り方を考察した。また、仏教系の啓蒙雑誌の嚆矢とされる『報四叢談』で発表された原坦山や石川舜台の論説にも着目し、島地がおこなった近代的な「信」の構築を、より広いコンテキストに位置付けた。

内面的な領域に属する宗教概念の形成と真宗の特殊性について、クレーマは島地の事例を取り上げ、宗教概念が形成される過程を通じて、真宗の枠組で親鸞から継承された「信心」が再解釈されていくという重要な洞察を披瀝している<sup>68</sup>。こうした再解釈の結果として、真宗の伝統的な教義が「宗教」に含まれた意味に影響を与え、同時に、真宗そのものも「宗教」というカテゴリーによって変貌していった。一方、「宗教」の核心とされる「信仰」も近代を通して構築された概念であることを忘れてはならない。すなわち、欧米諸国におけるキリスト教の「信仰」がいかに「宗教」の周辺概念として理解され、それがいかに「宗教」の下位概念である「仏教」に当てはめられたかについては、さらなる説明が求められる。例えば本稿で考察した石川舜台の議論では、欧米諸国におけるキリ

---

<sup>68</sup> 前掲註(6)クレーマ「島地黙雷」、Krämer, “Shin 信 as a Marker of Identity in Modern Japanese Buddhism”参照。

スト教の「信仰」のあり方と比較して日本を「無信慣習ノ地」とする主張が見られるが、島地はむしろ、真宗的な真俗二諦論に基づき、積極的に「信」とその実践的な表れである道徳を国民教化の枠組みで説いていったのである。それに際し、「信」の実存的な側面や、救済との関連性が捨象され、その点において「はじめに」で述べたような、世紀転換期の信仰言説とは一線を画している。こうした島地の思想的営為は、明治初期における「信」の語り方の一側面を確かに反映したものであり、近代的な「信」の成立、そして「信」をめぐる仏教の「伝統」と「近代」の問題を考える上で重要である。

「文明開化」を基準軸とした島地は、明治20年代頃になると、「国粹主義」を掲げた政教社などの活動と積極的に関わっていくが<sup>69</sup>、その時期の島地の学問的営為に関する研究は比較的少ない。筆者は、島地が仏教の理論的、あるいは哲学的な研究を目的として創刊された『令知会雑誌』での仏教改良論について考察したが<sup>70</sup>、今後の課題としては、明治20年代頃の彼の宗教論とその影響にも着目し、それと明治初期の彼の思想といかなる関係にあるかということを示したい。そうすることによって、島地の信仰論のゆくえについて考察したい。

<sup>69</sup> 1888年4月、三宅雪嶺(1860-1945)、杉浦重剛(1855-1924)、井上円了(1858-1919)などとともに、政教社の成立とその機関誌たる『日本人』の創刊に携わる。

<sup>70</sup> その点については拙稿「「仏教改良」の語り方——明治中期における仏教知識人の言説空間を中心として」(『宗教哲学研究』39号、2022年)を参照されたい。

【欧文要旨】

*Shin* in the Era of Civilization:  
Shimaji Mokurai's Arguments on Religion

Wu Peiyao

The term *shinkō* 信仰, often connected to the concepts of “belief” and “faith” during the early Meiji period, played a pivotal role in the establishment of the concept of *shūkyō* 宗教 (“religion”) in Japan. However, despite of the growing scholarship on the concept of *shūkyō*, there have been very few studies to focus on *shinkō*.

In order to fill in this gap, this paper focuses on the Shin Buddhist Shimaji Mokurai (1838–1911), one of the first Japanese priests sent abroad to investigate the religious condition of the West. In more concrete terms, I discuss Shimaji's discourse on “religion” from the perspective of the construction of “faith” in the early Meiji period, focusing, in special, on his reinterpretation of *shin* 信 as an internal and autonomous element in the framework of the Teaching of the “Two Truths” (*shinzoku nitai* 真俗二諦). Furthermore, in order to position the intellectual enterprise of Shimaji in a broader context, this paper also examines the discourse on *shin* as it appears in Meiji journals such as *Meiroke zasshi* and *Hōshi sōdan*, both known for promoting enlightenment thought.

【キーワード】 信仰概念、島地黙雷、宗教言説、真俗二諦、国民道徳